

介護保険
第3期計画

第1号被保険者の保険料など改定

平均20%の引き上げ

四月からスタートする町の第三期介護保険事業計画を受けて、これに伴う関係条例が一部改正されました。

介護保険法では、三年の期間を定め、その期間における保険料を定めることになっており、平成十八年度から平成二十年度までの介護保険所要見込み額の推計により保険料を定めようとするものです。今回の改正の主なものは▽第一号被保

険者の保険料の改正▽老齢福祉年金受給者、老齢福祉年金受給者以下の収入の人に対して実施してきた保険料の全額免除制度の廃止とこれに替わる新たな軽減制度の創設——などです。この改正により、保険料は平均で約二〇%引き上げられ、本年度から適用となります。

審議では、「現在まで実施してきた老齢福祉年金受給者に対する免除制度は財政に与える影響も少ない。特色ある町の施策であり、存続を求める」と改正に反対する意見もありましたが、起立採決の結果、賛成多数で可決されました。

訪問介護の軽減を廃止

今回の見直しにより、訪問介護と訪問入浴介護を受けた場合の軽減措置も廃止されることになりました。これにより、軽減制度を利用していた人も、他の介護サービス利用者と同様に一

割が利用者負担となります。ただし、障害者ホームヘルプに対する軽減は継続されます。

一般会計を3千457万円減額

町一般会計を三千四百五十七万円減額するなど、平成十七年度の補正予算七件が提案され、審議の結果全て原案のとおり可決されました。今回の一般会計の補正は、補助事業の確定見込みによる事業費の増減や現時点での歳出全般の精査による所要額の増減、財政調整基金繰入金の減額などが主な骨子で、補正の主なものは次のとおりです。

- ▼ 地方交付税：四千八百八十三万円の増
- ▼ 民生費国庫負担金：七百七十二万円の減
- ▼ 財政調整基金繰入金：一億二千万円の減
- ▼ 道路維持費：一千万円の増
- ▼ 下水道総務費：四百四十二万円の減

カキ殻などの処理に関する条例を制定

カキ殻などの貝殻廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした「カキ殻等貝殻廃棄物の処理に関する条例」が新たに制定されました。

この条例は、町が運営主体となり、県管理の三つの水産廃棄物処理護岸を使用し、町内に住所を有する漁業者の事業活動に伴って排出された、カキ殻、ホタテ殻などの貝殻処理を行うついでとします。

施設の適正な維持管理を行うため、経費は利用者から徴収する手数料でまかなわれ、搬入する車輛の最大積載量により料金が決められています。

◆処分手数料表

搬入車輛の区分	金額 (消費税込) (1台当り)
1トン以下	1,050円
1トン超~2トン以下	2,100円
2トン超~4トン以下	4,200円
4トン超~	8,400円
定めのないもの	1,050円

施設は、四月一日から運営を開始し、埋立て完了とともに終了するとしており、今後八年から十年と予測されています。このことから町では、長期的な対応として、カキ殻を粉碎してリサイクル処理する方法を支援するとしています。



家庭介護講習会の様子

全国町村議長会
「自治功労者」



30年勤続で沼崎詔安議員が表彰

本町議会の沼崎詔安議員がこのほど「自治功労者」として、全国町村議長

会から表彰されました。

町村議会議員として三十年以上在職した議員に贈られるもので、第一回定例会初日の冒頭に佐々木良一議長から表彰状と記念品の伝達が行われました。